

すずかアーティストバンク設置要綱

(目的)

第1条 すずかアーティストバンク（以下、「バンク」という。）は、鈴鹿市にゆかりのあるアーティストや文化芸術団体等（以下、「アーティスト」という。）の情報を集積・公開することで、その活動機会の充実など支援を図るとともに、公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団（以下、「事業団」という。）主催事業や地域文化活動との連携を促進することで、市民等が文化芸術に触れる機会を創出し、もって文化振興等に寄与することを目的とする。

(登録要件)

第2条 バンクへ登録を希望するアーティスト（以下、「登録希望者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 1年以上文化芸術活動を行う個人または団体（プロ・アマチュアを問わない）であるもの。
 - (2) 登録希望者又は登録希望者を構成するもののうち一人が、鈴鹿市の在住、在学、在勤、活動拠点、活動経験があるもの。
 - (3) 事業団及び市民等からの依頼に応じて公演、ワークショップ、指導等（以下、「公演等」という。）を行うことができるもの。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、バンクへの登録の対象としない。
- (1) 18歳未満のもの。ただし、保護者の同意があるものを除く。
 - (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うもの。
 - (3) 公序良俗に反する行為をし、又はするおそれがあるもの。
 - (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するもの。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業団がバンクに登録することが適当でないとするもの。

(登録申請)

第3条 登録希望者は、「すずかアーティストバンク登録（変更）申請書」（第1号様式）の提出又は事業団ホームページの登録フォームから申請しなければならない。

- 2 チラシや活動中の様子を記録した媒体（写真や動画）等の活動内容がわかる資料及びメンバー写真を、事業団に提出しなければならない。
- 3 登録申請に係る費用は無料とする。
- 4 バンクへの登録は、随時受け付けるものとする。

(登録の通知)

第4条 事業団は前条1項の規定による申請があったときは、審査の上、登録の可否を決定するものとする。

- 2 事業団は登録希望者をバンクに登録したときは、当該登録希望者に「すずかアーティストバンク登録承認書」(第2号様式)で通知するとともに、当該登録希望者の同意を得た情報について、公開するものとする。
- 3 事業団は登録希望者をバンクに登録しなかったときは、その旨を当該登録希望者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は登録日より1年とする。

- 2 バンクに登録したもの(以下、「登録者」という。)が第2条に規定する要件を満たしている限り、登録の更新を妨げない。

(登録情報の変更)

第6条 登録者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに「すずかアーティストバンク登録(変更)申請書」(第1号様式)により変更の申請を行わなければならない。

- 2 事業団は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る内容を変更するものとする。

(登録の抹消)

第7条 事業団は、登録者が次の号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。なお登録を取り消した場合は、事業団は速やかにその旨を通知するものとする。

- (1) 登録者から登録を取り消す旨の申し出があったとき。
- (2) 第2条第1項に掲げる各号のいずれかを満たせなくなったとき。
- (3) 第2条第2項に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(バンクの利用)

第8条 登録者を地域の様々な公演等に招へいしようとするもの(以下、「利用者」という。)は、「すずかアーティストバンク利用申請書」(第3号様式)を事業団に提出しなければならない。

- 2 事業団は、バンクを利用することを承認した場合は、「すずかアーティストバンク利用承認書」(第4号様式)により利用者に通知するものとする。
- 3 利用承認後は、登録アーティストと利用者との相互の打合せや話し合い等により必要事項を決定し、双方が相応の責任を持って行動することとする。
- 4 公演等は鈴鹿市内で行わなければならない。
- 5 登録者の招へいに係る報酬、交通費、保険料等の経費は、利用者が負担することとする。
- 6 利用者は、公演等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者を招へいすることができない。
 - (1) 暴力団等が関係するとき。
 - (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするとき。
 - (3) 公序良俗に反する行為をし、又はするおそれがあるとき。
 - (4) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業団が適当でないと認めるとき。

7 利用者は、公演等終了1か月以内に「すずかアーティストバンク利用報告書」(第5号様式)を事業団へ提出することとする。

(損害の免責)

第9条 事業団は、本事業の利用において登録者、利用者又は第三者が受けた損害等について、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱いについて)

第10条 事業団がバンクを通じて知り得た個人情報については、公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団個人情報保護規程に従い、適正に管理する。

(事務局)

第11条 バンクの事務局は事業団内に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、バンクに必要な事項は、事業団が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。